



町からみなさんへの大切なお知らせです。



犬の登録と狂犬病予防注射

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

狂犬病予防法により、生後 91 日以上の子犬の飼い主は次のことが義務付けられています。

①お住まいの市町村への登録、②年 1 回の狂犬病予防注射、③鑑札・注射済票の装着

これらに違反すると罰せられる場合があります。

また、飼っている犬が死亡した場合、住所や所有者を変更した場合は届出をしてください。

今年は以下の指定日に集合予防注射を実施します

実施日	時間	地区	会場
4 月 13 日(水)	8:40 ~ 9:40	福田	福田公民館
	10:00 ~ 10:40	小神	小神公民館
	11:00 ~ 11:40	鶴沢	シルクピア広場
	13:20 ~ 13:50	小綱木	小綱木公民館
	14:20 ~ 14:50	山木屋	山木屋公民館
4 月 14 日(木)	9:00 ~ 9:40	小島	小島公民館
	10:00 ~ 10:40	飯坂	飯坂生活改善センター
	11:10 ~ 11:40	大綱木	大綱木公民館
	13:20 ~ 13:50	福沢	福沢公民館
	14:10 ~ 15:30	川俣	役場北側
4 月 17 日(日)	9:00 ~ 11:00	川俣	役場北側

■持参するもの ①初めて登録する犬の場合：登録料 3,000 円 + 注射料 3,250 円 ②登録済みの犬の場合：注射料 3,250 円／役場からの通知ハガキ／愛犬手帳

太陽光発電システム・蓄電池設置費用補助

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

町では、深刻化する地球温暖化への対策として、脱炭素社会に向けた再生可能エネルギーへの転換を推進するため、住宅用太陽光発電システム及び太陽光発電システムで発電した電力の自家消費のために設置する、定置用リチウムイオン蓄電池の設置費用への補助を実施しております。

設置を検討されている方は、町民税務課生活環境係へお問い合わせください。

■対象となる機器 町内の住宅（併用住宅を含む。以下同じ）に設置する下記の機器で、未使用のものを補助の対象とします。

(1) 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根等への設置に適した太陽光エネルギーを電気に変換するシステムで、電力会社と電力供給契約を締結するもの

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池 住宅に設置する定置用のリチウムイオン蓄電池で、次に掲げるすべての要件を満たすもの

①公称最大蓄電容量が 1 キロワット時以上のもの

②住宅用太陽光発電システムと連系するもの

③パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたもの

■対象となる方 次に掲げるすべての要件を満たす方を補助の対象とします。

①町内に所在する住宅に機器を設置し居住する方又は町内に所在する機器付き住宅を購入し居住する方
※機器を設置する建物が補助対象者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けていることが必要です。

②町税を完納している方（申請者及び建物の所有者・共有者全員）

③電力事業者と電力供給契約を締結する方（住宅用太陽光発電システム設置の場合のみ）

■補助金額・補助金額の上限

(1) 住宅用太陽光発電システム

補助金額：太陽電池モジュールの公称最大出力（キロワット）× 30,000 円

※最大出力が 4 キロワットを超える場合、4 キロワットが上限です。

補助金額の上限：30,000 円 × 4 キロワット = 120,000 円

(2) 定置用リチウムイオン蓄電池

補助金額：蓄電池の公称最大蓄電容量（キロワット時）× 30,000 円

※最大蓄電容量が 4 キロワット時を超える場合、4 キロワット時が上限です。

補助金額の上限：30,000 円 × 4 キロワット時 = 120,000 円

■受付期間 令和 4 年 4 月 1 日(金)から受付を開始し、補助金支出額が予算額に到達次第、終了します。予定補助件数：各 15 件程度

※事前予約はできません。申請書の提出をもって受付となります。

※郵送での提出は受付できません。

■注意事項 機器の設置工事に着手する前（建売の場合は、住宅の引き渡し前）に申請する必要があります。申請前に設置された機器に対する補助は行いません。

クリーン作戦を実施します

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

町民皆様のご協力をお願いいたします。

詳しくは回覧をご覧ください。

■日時 4 月 24 日(日) 午前 6 時～午前 7 時

■場所 町内全域（福田地区を除く）

■注意事項 ゴミの収集にあたっては、分別にご協力ください。また、側溝の土砂は収集しません。



固定資産税課税台帳の縦覧について

問 町民税務課 税務係（内線 1302、1303）

固定資産税課税台帳の縦覧を行います。縦覧とは納税義務者が自分の所有する土地・家屋の評価額を他の土地・家屋の評価額と比較できる制度です。これにより自分の土地や家屋が適正に評価されているかを判断していただけます。ぜひこの機会にご自身の資産（土地・家屋）をご確認ください。

■期間 4月1日(金)から5月31日(火)まで
午前8時30分～午後5時15分

■場所 町民税務課税務係

■縦覧できる方 納税義務者、同居の親族、納税管理人、法定相続人、成年後見人等

■持参するもの 身分証明書（運転免許証、健康保険証等）

■手数料 無料※課税標準額が免税点未満の納税義務者及び償却資産の縦覧は対象外となります。

合併浄化槽の設置費用を補助します

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

■受付開始日 5月2日(月)

■定員 先着順で予定基数になり次第締切

■補助金額

(新築の場合、設置費用補助金額)

5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円

(設置換えの場合、設置費用補助金額)

5人槽	482,000円
7人槽	614,000円
10人槽	748,000円

上記のほか、設置換えで撤去費用等が伴う場合は、以下の補助金額が上乗せ補助されます。

(撤去費用補助金額)

単独処理浄化槽から設置替え	45,000円
汲み取り便槽から設置替え	30,000円

(宅内配管工事補助金額)

単独処理浄化槽から設置替え	300,000円
---------------	----------

※浄化槽の設置工事に着手する前に申請する必要があります（既存の浄化槽や汲み取り便槽の撤去も設置工事とみなします）。

※単独処理浄化槽や汲み取り便槽は完全に撤去する必要があります（原則、埋設したまま放置することはできません）。

※販売及び賃貸の目的で住宅を新築または改築する場合における浄化槽の新設または設置替えの場合は、補助金の対象外となります。

生ごみ処理容器設置費用への補助

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

ごみの減量化を推進するため、下記のとおり生ごみ処理容器を設置した方に補助金を交付します。

■受付開始日 4月1日(金)

※補助金支出額が予算額に到達次第、終了します

■補助対象者 以下の生ごみ処理容器を購入し、町内の住宅に設置した町民の方（※1世帯1基限り）

①生ごみコンポスト化容器

②生ごみばかし専用容器

③生ごみ電動分解処理機

※令和4年度内に新品で購入したものが補助の対象となります。

■補助金額 購入価格の2分の1以内の額
限度額：30,000円

■申請の方法 交付申請書に必要事項を記入し、購入した容器の①領収書②カタログ等（生ごみ電動分解処理機の場合のみ）を添付して提出してください。※購入・設置後の事後申請となります。

※事前予約はできません。申請書の提出をもって受付となります。

※郵送での提出は受付できません。

井戸の掘削にかかる費用を補助します

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

住宅の飲用水が安定的に確保できないために、井戸を掘削する必要がある方に補助金を交付します。

■受付開始日 5月2日(月)

■補助要件

①町内に住所を有し、現に居住している方または町外から町内に住所を移し、居住しようとする方であること。

②住宅または併用住宅に、単独又は共同利用により井戸を掘削し利用すること。（別荘及び商店、工場等の事業用建物対象外）

③井戸掘削の場所は、水道の給水区域以外の区域及び給水区域内であっても配水管の敷設が著しく困難な区域であること。

④井戸掘削工事は、業者に委託して施工すること。

⑤町税の滞納がないこと。

※この制度での補助は1世帯1回限りです。

■補助対象経費 ポーリング工事、取水管工事、ポンプ設置工事、給水管工事等の費用

■補助金額 補助対象経費の2分の1以内の額
限度額：50万円

■その他 補助申請前に着工した場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。

※郵送での提出は受付できません。